

[フロントライナー] Frontliner

株式会社日本保健衛生協会
東京支社
サニタリー/パストコントロール GP
発行責任者/東京支社サニタリー-G

スタッフの皆さま、日々の業務に尽力いただきありがとうございます。

春を迎え、少しずつ暖かくなってまいりました。

スギやヒノキの花粉がピークを迎え、日々苦勞されている方もいると思います。アレルギーは、樹木や植物以外にも動物性(イヌ・ネコ)や食物性(タマゴ・牛乳・小麦)等多種多様です。技術が進歩している昨今では血液検査により自分がどれくらいアレルギーがあるか確認できますので、日常生活をストレスなく送る為のきっかけとして試してみるのもよいかもしれません。

○自転車ヘルメット着用の義務化

2023年4月1日から **全ての自転車利用者** にヘルメットの着用の義務化が決まりました。

今までは、13歳未満の子どもについては保護者に着用させる努力義務が課せられていましたが、今回の決定でヘルメット着用義務対象が大きく拡大される事になりました * 罰則のない努力義務

(自転車事故におけるヘルメットの重要性)

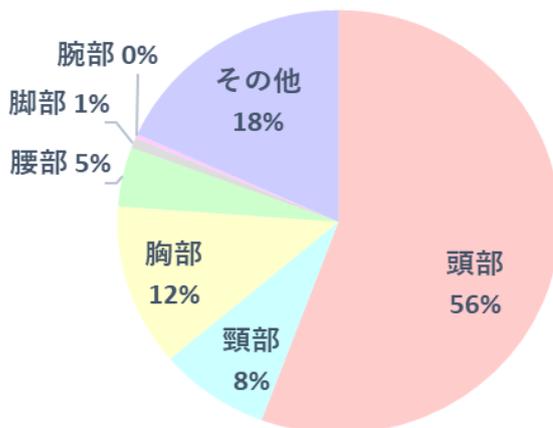
- ① 実は、ヘルメットを着用していない場合は、事故や転倒時に約6割が頭部に致命傷を負っていたことが分かっています。

(参照:警察庁 HP)

- ② ヘルメット着用時に比べて、非着用時の致死率はなんと約3倍になります。

(参照:警察庁 HP)

前述の数値から、どれほどヘルメットが命を守るのに関わっているのか実感できます。



自転車による重大事故が多く発生している背景や、具体的な数値でどれほどヘルメットが重要かしっかりと理解し自分や家族の命を守るために積極的に取り組み、日々の生活を過ごしていただければ幸いです。



警察庁・都道府県警察



命を守ります!!

ヘルメットを着用しないと死亡率が約3倍に!
自転車事故による死者の56%が頭部を損傷

(※ヘルメット非着用時(令和2年中))



警察庁・都道府県警察



新型コロナウイルスの感染症法位置づけとマスクへの意識

5月8日から新型コロナウイルスの感染症法位置づけが現在の「2類相当」から、季節性インフルエンザと同じ「5類」へと移行します。また、3月13日から屋内外におけるマスクの着用が個人の判断に委ねられることになりました。

世論調査では、マスク着用についての意識調査では以下のような結果となりました(3月21日~22日)

【これまでの対応】

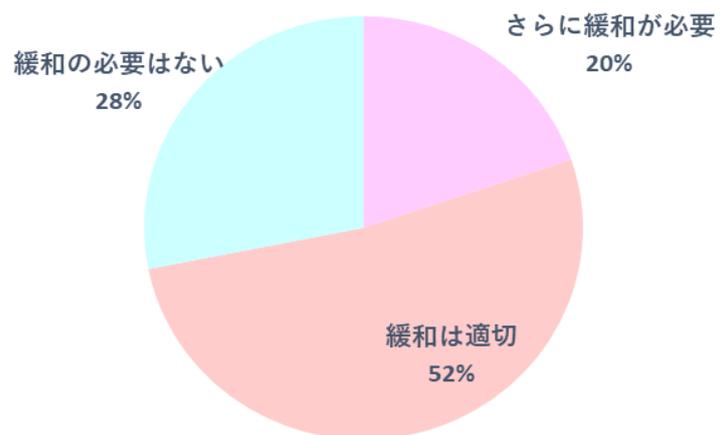
屋外 季節を問わず、マスク着用は 原則不要です	屋内 距離が確保でき 会話をほとんど行わない場合をのぞき、 マスクの着用をお願いします
-----------------------------------	---



【令和5年3月13日から】
個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断が基本となります

感染拡大防止対策として、マスクの着用が効果的である場面などについては、マスクの着用を推奨します

(参照:厚生労働省 HP)



(数値参照:ANN 世論調査)

マスク着用は感染対策として有効ですので、効果的な場面では推奨されています。しかし、本人の意思に反しマスク着脱を強いることがない様に個人の主体的な判断が尊重される様に気をつけましょう。場面に応じてマスクを活用し気持ちよく日々の生活を送れるようこれからも感染症との上手い付き合いをしていきたいと思ひます。